

改訂後	改訂前
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み<u>頂</u>きますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>（１．～５．省略）</p> <p>６．お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>（○為替変動リスク～○信用リスク 省略）</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX 取引」といいます。）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み<u>いただきます</u>ようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>（１．～５．省略）</p> <p>６．お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p><u>トレイダーズ証券株式会社</u> <u>金融商品取引業：日本国金融庁</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>（○為替変動リスク～○信用リスク 省略）</p>

<p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレート（モバイル取引ツールによるレートを含む）は、カバー先や同業他社が提示している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p> <p>なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。<u>また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の FX 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレート（モバイル取引ツールによるレートを含む）は、カバー先や同業他社が提示している為替レートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p> <p>なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、<u>経済指標の発表時や</u>相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>（口座開設について 省略） （当社の為替リスク管理について 省略）</p> <p>お取引について （1. ～3. 省略）</p> <p>4. 取引レート （1）省略</p> <p>2）相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断したときなどには、外国為替レートの配信を停止します。<u>また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p>7. スワップポイント</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>（口座開設について 省略） （当社の為替リスク管理について 省略）</p> <p>お取引について （1. ～3. 省略）</p> <p>4. 取引レート （1）省略</p> <p>2）相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断したときなどには、外国為替レートの配信を停止します。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>7. スワップポイント</p>
---	---

<p>ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることとなりますので、原則としてその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが発生します。<u>スワップポイントは各国の金利情勢等により、日々変動します。</u>また、売り建玉、買い建玉ともに支払いとなることもあります。</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>(1) 省略</p> <p>2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。</p> <p>(1) 「追加証拠金額※」以上の入金 <u>(DMM CFD、DMM 株及び DMM バナシーの取引口座からの振替入金も含まれます)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(9. ～10. 省略)</p> <p>11. 取引時間</p> <p>取引時間及びシステムメンテナンス時間は以下のとおりです。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることとなりますので、原則としてその借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントが発生します。<u>同じ通貨ペアについてのスワップポイントは通常お客様が受取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。</u>また、売り建玉、買い建玉ともに支払いとなることもあります。</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>(1) 省略</p> <p>2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。</p> <p>(1) 「追加証拠金額※」以上の入金 <u>(CFD 口座からの振替入金も含まれます)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(9. ～10. 省略)</p> <p>11. 取引時間</p> <p>取引時間及びシステムメンテナンス時間 <u>(取引/約定不可)</u> は以下のとおりです。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

<p>1 2. 注文の種類</p> <p>1)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず100Lotとなります。 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。 <p>今日中 : 営業日クローズ時点まで（夏時間：05時59分59秒（金曜日のみ翌05時50分） 冬時間 : 06時59分59秒（金曜日のみ翌06時50分）</p>	<p>1 2. 注文の種類</p> <p>1)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず100Lotとなります。 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。 <p>今日中 : 営業日クローズ時点まで（夏時間：05時59分59秒（金曜日のみ翌05時50分） 冬時間 : 06時59分59秒（金曜日のみ翌06時50分）</p>
---	---

<p>今週中 : 週末クローズ時点まで (夏時間: 土曜日05時50分、冬時間: 土曜06時50分)</p> <p>無期限 : 約定成立または取消を行うまで</p> <p>期間指定: 指定した日時 (分単位) まで</p> <p>(13. 省略)</p> <p>14. 約定の訂正等</p> <p>お客様の注文の約定は、「4. 取引レート」に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(15. 省略)</p> <p>16. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 証拠金等の入金</p> <p>入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の</p>	<p>今週中 : 週末クローズ時点まで (夏時間: 土曜日05時50分、冬時間: 土曜06時50分)</p> <p>無期限 : 約定成立または取消を行うまで</p> <p>期間指定: 指定した日時 (分単位) まで <u>(なお、スマートフォンアプリ版では、期間指定はできません)</u></p> <p>(13. 省略)</p> <p>14. 約定の訂正等</p> <p>お客様の注文の約定は、<u>14 ページ</u>「4. 取引レート」に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(15. 省略)</p> <p>16. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 証拠金等の入金</p> <p>入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の</p>
--	--

<p>取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金には <u>DMM CFD</u>、<u>DMM 株</u>及び<u>DMM バナシー</u>の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。</p> <p>(17. ～23. 省略)</p> <p>24. 課税上の取扱い</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。復興特別所得税は、<u>2013年1月1日</u>から<u>2037年12月31日</u>まで（25年間）の各年度の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が追加的に課税されるものです。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p>	<p>取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金には <u>DMM CFD</u>の取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。</p> <p>(17. ～23. 省略)</p> <p>24. 課税上の取扱い</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。復興特別所得税は、<u>平成25年</u>から<u>平成49年</u>まで（25年間）の各年度の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が追加的に課税されるものです。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p>
---	---

<p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】 主な事業：金融商品取引業 商品先物取引業 商品投資関連業（競走用馬）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和元年 8 月 31 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】 主な事業：金融商品取引業<u>務</u> 商品先物取引業<u>務</u> 商品投資関連業<u>務</u>（競走用馬）</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
--	--